

資料編

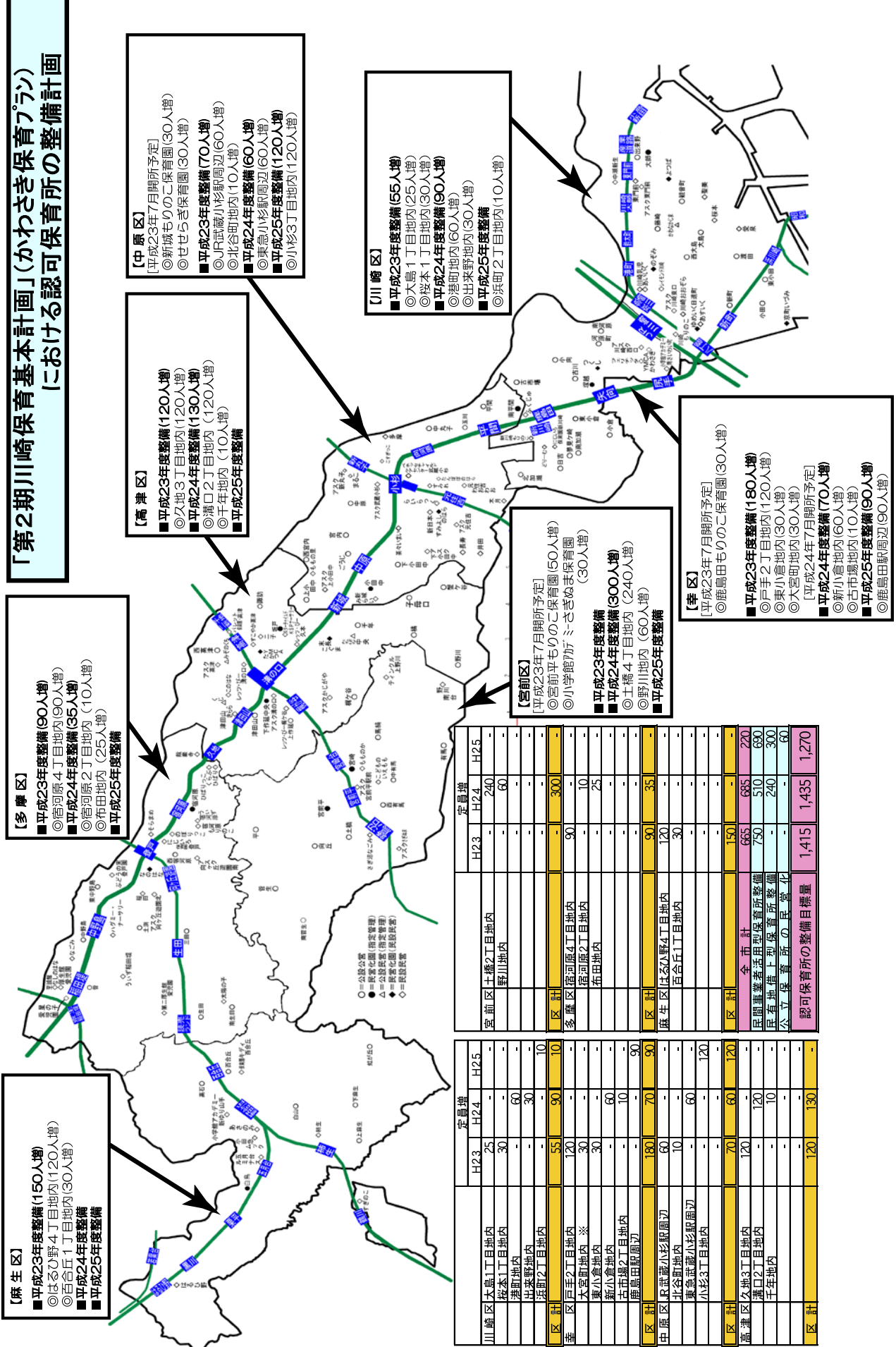
1	認可保育所の設置状況	78
2	認可外保育施設等の状況	80
3	保育所等における多様な保育サービスの状況.....	82
4	認可保育所と認可外保育施設の利用のしくみ.....	83
5	認可保育所の保育料について	84
6	各区における子どもに関する主な事業について	85
7	児童福祉審議会第2部会からの提言について.....	89
8	パブリックコメント手続きの実施結果(概要)	94

1 認可保育所の設置状況

年 度	公設公営		公設民営		民設民営		合計	
	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員	施設数	定 員
昭和24	2	121	—	—	—	—	2	121
25	2	121	—	—	2	118	4	239
30	11	712	—	—	6	349	17	1,061
35	11	712	—	—	7	407	18	1,119
40	21	1,237	—	—	10	654	31	1,891
45	44	2,705	—	—	13	1,037	57	3,745
50	62	5,082	—	—	15	1,287	77	6,369
55	86	7,813	—	—	18	1,630	104	9,443
60	89	8,083	—	—	20	1,810	109	9,893
61	90	8,203	—	—	20	1,810	110	10,013
62	89	8,163	—	—	21	1,960	110	10,123
平成元	89	8,163	—	—	21	1,990	110	10,153
2	89	8,163	—	—	21	1,980	110	10,143
3	88	8,175	—	—	21	1,980	109	10,155
5	88	8,175	—	—	21	1,950	109	10,125
7	88	8,175	—	—	20	1,890	108	10,065
11	88	8,175	—	—	21	1,980	109	10,155
12	88	8,175	—	—	21	2,040	109	10,215
13	88	8,175	—	—	21	2,220	109	10,395
14	88	8,175	1	120	23	2,550	112	10,845
15	88	8,175	1	120	24	2,670	113	10,965
16	88	8,175	1	120	26	2,880	115	11,175
17	87	8,175	2	240	26	2,880	115	11,295
18	84	7,960	3	360	30	3,270	117	11,590
19	81	7,745	8	725	34	3,780	123	12,250
20	79	7,565	8	725	48	4,495	135	12,785
21	74	7,080	11	1,115	61	5,410	144	13,605
22	69	6,530	15	1,580	77	6,565	161	14,675
23	68	6,470	15	1,580	97	7,855	180	15,905

※ 各年度4月1日現在の状況です。

「第2期川崎市保育基本計画」(かわさき保育プラン)における認可保育所の整備計画



【麻生区】
 ■平成23年度整備(150人増)
 ◎はるの野4丁目地内(120人増)
 ◎百合丘1丁目地内(30人増)
 ■平成24年度整備
 ■平成25年度整備

【多摩区】
 ■平成23年度整備(90人増)
 ◎徳河原4丁目地内(90人増)
 ■平成24年度整備(35人増)
 ◎徳河原2丁目地内(10人増)
 ◎布田地内(25人増)
 ■平成25年度整備

【高津区】
 ■平成23年度整備(120人増)
 ◎久地3丁目地内(120人増)
 ■平成24年度整備(130人増)
 ◎浦口2丁目地内(120人増)
 ◎千年地内(10人増)
 ■平成25年度整備

【中原区】
 [平成23年7月開所予定]
 ◎新城もりのこ保育園(30人増)
 ◎せせらぎ保育園(30人増)
 ■平成23年度整備(70人増)
 ◎JR武蔵小杉駅周辺(60人増)
 ◎北谷町地内(10人増)
 ■平成24年度整備(60人増)
 ◎東急小杉駅周辺(60人増)
 ■平成25年度整備(120人増)
 ◎小杉3丁目地内(120人増)

【川崎区】
 ■平成23年度整備(55人増)
 ◎大島1丁目地内(25人増)
 ◎桜本1丁目地内(30人増)
 ■平成24年度整備(90人増)
 ◎港町地内(60人増)
 ◎出来野地内(30人増)
 ■平成25年度整備
 ◎浜町2丁目地内(10人増)

【宮前区】
 [平成23年7月開所予定]
 ◎宮前平もりのこ保育園(50人増)
 ◎小学館ワグミさきぬま保育園(30人増)
 ■平成23年度整備(300人増)
 ■平成24年度整備(300人増)
 ◎土橋4丁目地内(240人増)
 ◎野川地内(60人増)
 ■平成25年度整備

【幸区】
 [平成23年7月開所予定]
 ◎鹿島田もりのこ保育園(30人増)
 ■平成23年度整備(180人増)
 ◎戸手2丁目地内(120人増)
 ◎東小倉地内(30人増)
 ◎大倉町地内(30人増)
 [平成24年7月開所予定]
 ■平成24年度整備(70人増)
 ◎新小倉地内(60人増)
 ◎古市場地内(10人増)
 ■平成25年度整備(90人増)
 ◎鹿島田駅周辺(90人増)

	定員増		H25	H24	H23	H25	H24	H23
	H23	H24						
川崎区	25	30	-	-	-	-	-	-
川崎区 大島1丁目地内	25	30	-	-	-	-	-	-
川崎区 桜本1丁目地内	-	-	60	-	-	-	-	-
川崎区 港町地内	-	-	30	-	-	-	-	-
川崎区 出来野地内	-	-	30	-	-	-	-	-
川崎区 活版2丁目地内	-	-	10	-	-	-	-	-
区計	55	90	10	90	10	300	35	10
幸区	120	120	-	-	90	-	-	-
幸区 巨勢2丁目地内	120	120	-	-	90	-	-	-
幸区 大倉町地内 ※	30	30	-	-	-	-	-	-
幸区 東小倉地内	30	30	-	-	-	-	-	-
幸区 新小倉地内	60	60	-	-	-	-	-	-
幸区 古市場2丁目地内	-	-	10	-	-	-	-	-
幸区 鹿島田駅周辺	-	-	10	-	-	-	-	-
区計	180	180	70	90	90	300	35	90
中原区	60	60	-	-	120	-	-	-
中原区 R武蔵小杉駅周辺	60	60	-	-	120	-	-	-
中原区 北谷町地内	10	10	-	-	30	-	-	-
中原区 東急武蔵小杉駅周辺	-	-	60	-	-	-	-	-
区計	70	70	60	120	150	150	35	120
高津区	120	120	-	-	-	-	-	-
高津区 久地3丁目地内	120	120	-	-	-	-	-	-
高津区 浦口2丁目地内	-	-	120	-	-	-	-	-
高津区 千年地内	-	-	10	-	-	-	-	-
区計	120	120	120	120	1415	1,435	1,270	-
宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-
宮前区 土橋2丁目地内	-	-	-	-	-	-	-	-
宮前区 野川地内	-	-	60	-	-	-	-	-
区計	-	-	300	10	25	240	30	60
多摩区	-	-	-	-	90	-	-	-
多摩区 徳河原4丁目地内	-	-	90	-	-	-	-	-
多摩区 徳河原2丁目地内	-	-	10	-	-	-	-	-
多摩区 布田地内	-	-	25	-	-	-	-	-
区計	-	-	150	35	120	665	685	200
麻生区	-	-	-	-	30	-	-	-
麻生区 はるの野4丁目地内	-	-	-	-	120	-	-	-
麻生区 百合丘1丁目地内	-	-	-	-	30	-	-	-
区計	-	-	150	35	150	750	510	690
全市計	-	-	1,415	1,435	1,415	6,855	7,510	300
民間事業者活用型保育所整備	-	-	-	-	-	240	300	60
民有地・民営保育所整備	-	-	-	-	-	-	-	-
公立保育所の民営化	-	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備目標量	-	-	1,415	1,435	1,415	6,855	7,510	300

2 認可外保育施設等の状況

(1) 川崎市認定保育園

川崎市認定保育園とは、児童福祉法第35条第4項に規定する保育所の認可を受けていない保育施設の中から、一定の要件を備えた施設を市長が認定し、在園児の福祉の向上を図るため、市が運営費の一部を援護している保育施設です。

● 実施状況 (単位：か所、人)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	6	2	11	11	4	6	4	44
定員数	142	125	901	376	190	352	352	2,438

※平成23年3月31日現在の状況です。

● 援護対象児童数 (単位：人)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
3歳未満	50	39	316	129	109	120	180	943
3歳以上	17	50	138	81	33	70	107	496
合計	67	89	454	210	142	190	287	1,439

※平成22年4月分の援護対象児童の状況です。

(2) 地域保育園

地域保育園とは、児童福祉法第35条第4項に規定する保育所の認可を受けていない保育施設の内、川崎市認定保育園、おなかま保育室、かわさき保育室に属さない保育施設です。

● 実施状況 (単位：か所)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	13	14	16	16	14	4	6	83

※平成23年3月31日現在の状況です。

(3) 家庭保育福祉員

家庭保育福祉員とは、心身ともに健康で、児童に対し豊かな愛情を持ち、また保育士、助産師、保健師、看護師、幼稚園教諭のいずれかの資格を持ち、かつ乳幼児の養育経験がある方の中から市長がふさわしいと認めた方です。(一般に「保育ママ」と呼ばれています。)

● 居宅型家庭保育福祉員の実施状況及び利用定員 (単位：人)

居宅型家庭保育福祉員とは、福祉員の自宅で保育を行っている家庭保育福祉員です。

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
福祉員数	1	4	3	2	2	4	3	19
定員数	5	16	11	6	7	17	12	74

※平成23年4月1日現在の状況です。

● 共同型家庭保育福祉員の実施状況及び利用定員 (単位：か所、人)

共同型家庭保育福祉員とは、福祉員の自宅以外で、複数の福祉員で保育を行う家庭保育福祉員です。

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	1	-	-	-	1	-	1	3
福祉員数	2	-	-	-	2	-	2	6
定員数	6	-	-	-	6	-	6	18

※平成23年4月1日現在の状況です。

(4)おなかま保育室

おなかま保育室とは、認可保育所に申し込みをし、入所要件を満たしていながら入所できない低年齢（0歳から2歳）児を対象に、家庭的な雰囲気の中で小グループによる保育を実施する保育施設です。

● 実施状況及び利用定員 (単位：か所、人)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	2	-	5	3	2	2	-	14
定員数	58	-	136	79	42	30	-	345

※平成23年4月1日現在の状況です。

(5)かわさき保育室

かわさき保育室とは、認可保育所に申し込みをし、入所要件を満たしていながら入所できない1歳から4歳未満児が充実した保育が受けられるよう、市が独自の基準で認定した保育施設であり、児童の入室数に応じて市が助成を行っています。

● 実施状況及び利用定員 (単位：か所、人)

区分	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
設置数	1	2	2	2	2	1	1	11
定員数	30	60	60	50	60	30	30	320

※平成23年4月1日現在の状況です。

3 保育所等における多様な保育サービスの状況

(1) 一時保育事業

保護者のパート就労や就学等により、週3日以内家庭における保育が困難となる児童と保護者の傷病や冠婚葬祭等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童を認可保育所において預かり、保護者の就労や育児の支援を実施しています。

● 実施状況 (単位:か所、人)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	6	4	6	6	4	4	4	34
定員数	72	48	72	67	43	56	48	406

※平成23年4月1日現在の状況です。

(2) 地域子育て支援センター（センター型）事業

乳幼児とその保護者が安心して遊べる場を提供し、子育て家庭に対する育児不安等に関する相談、子育てに係る情報の提供及び子育てサークルの育成・支援等を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施しています。

● 実施状況 (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	4	3	3	3	4	2	4	23

※平成23年4月1日現在の状況です。

(3) 休日保育事業

認可保育所に入所している児童の保護者が、日曜・祝日に勤務などをする必要がある場合、休日に保育を実施しています。

● 実施状況 (単位:か所)

区 分	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
設置数	1	1	1	1	1	1	-	6

※平成23年4月1日現在の状況です。

(4) 乳幼児健康支援一時預かり（病後児保育）事業

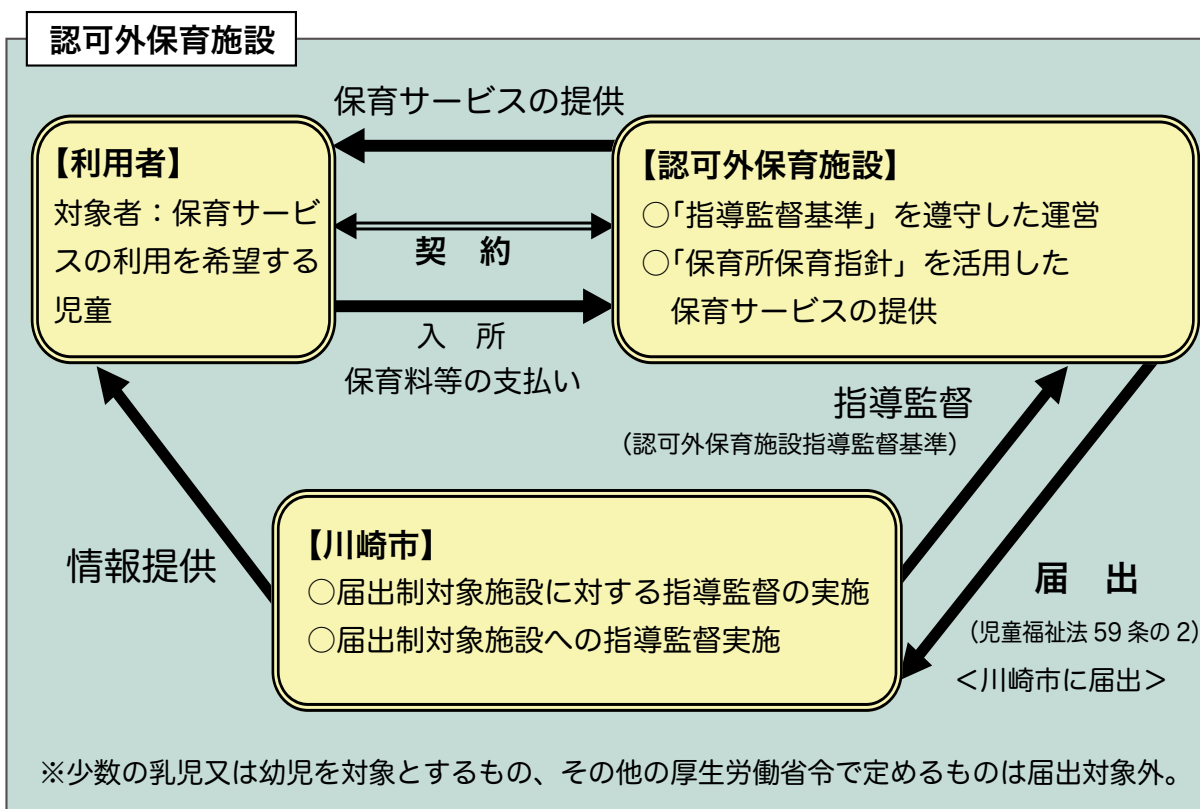
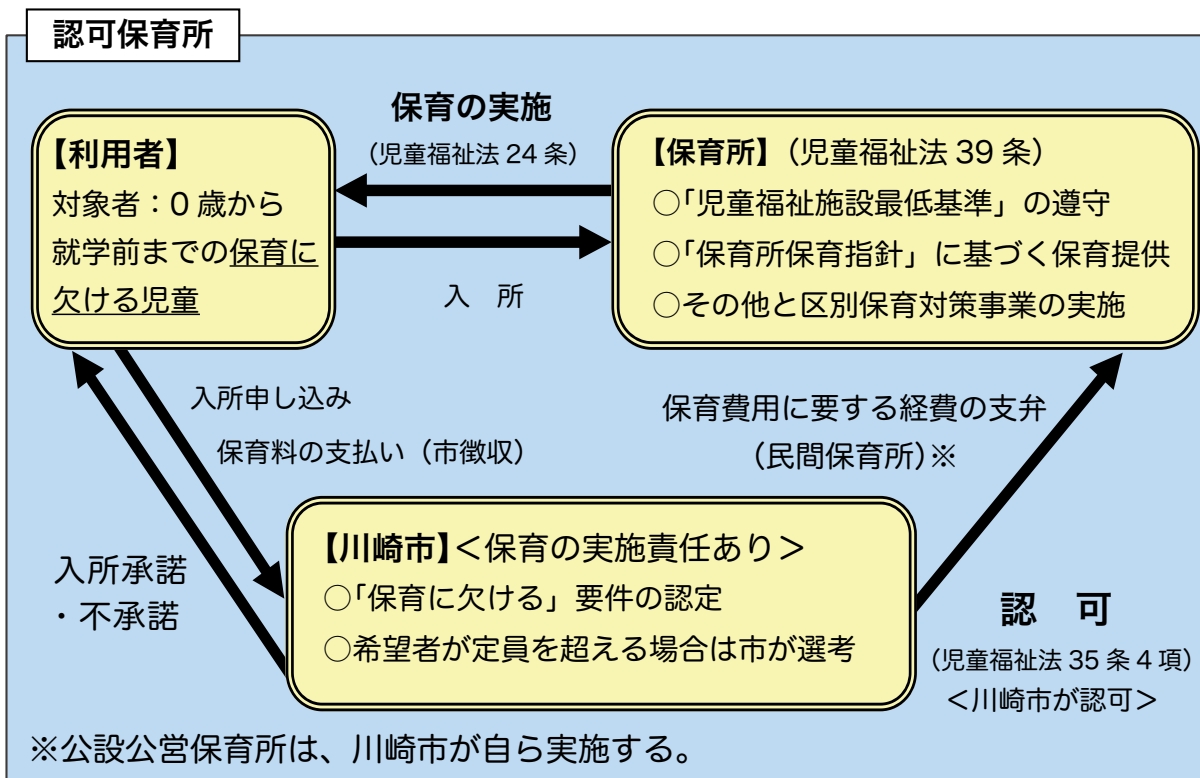
病気は治りかけているが、まだ保育所等に通所できない乳幼児を一時的に預かり、子どもの健康管理と保護者の就労の支援を実施しています。

● 実施状況及び利用定員 (単位:か所、人)

区 分	南部地域 (川崎・幸)	中部地域 (中原・高津・宮前)	北部地域 (多摩・麻生)	合 計
設置数	1	1	1	3
定員数	8	8	12	28

※平成23年4月1日現在の状況です。

4 認可保育所と認可外保育施設の利用のしくみ



5 認可保育所の保育料について

【平成23年度 川崎市保育料金額表】

(単位:円)

区分	定 義	3歳未満児保育料(月額)		3歳以上児保育料(月額)	
		基本保育料	第2子保育料	基本保育料	第2子保育料
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	3,300	1,650
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	4,400	2,200
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	5,400	2,700
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	7,100	3,550
D2	所得税 1,500円以上 7,500円未満	10,600	5,300	8,100	4,050
D3	所得税 7,500円以上 15,000円未満	12,500	6,250	9,700	4,850
D4	所得税 15,000円以上 25,000円未満	15,500	7,750	12,700	6,350
D5	所得税 25,000円以上 30,000円未満	15,900	7,950	13,000	6,500
D6	所得税 30,000円以上 45,000円未満	21,000	10,500	17,000	8,500
D7	所得税 45,000円以上 60,000円未満	25,800	12,900	20,900	10,450
D8	所得税 60,000円以上 75,000円未満	31,000	15,500	24,100	12,050
D9	所得税 75,000円以上 87,500円未満	34,600	17,300	25,400	12,700
D10	所得税 87,500円以上 112,500円未満	37,400	18,700	26,000	13,000
D11	所得税 112,500円以上 162,500円未満	40,900	20,450	26,400	13,200
D12	所得税 162,500円以上 212,500円未満	43,000	30,100	26,400	18,480
D13	所得税 212,500円以上 272,500円未満	46,300	32,410	27,500	19,250
D14	所得税 272,500円以上 332,500円未満	48,700	34,090	27,800	19,460
D15	所得税 332,500円以上 364,900円未満	51,800	36,260	28,800	20,160
D16	所得税 364,900円以上 402,500円未満	52,200	36,540	29,200	20,440
D17	所得税 402,500円以上 472,500円未満	55,400	38,780	30,900	21,630
D18	所得税 472,500円以上 542,500円未満	57,400	40,180	31,300	21,910
D19	所得税 542,500円以上 622,500円未満	59,100	41,370	31,400	21,980
D20	所得税 622,500円以上 734,000円未満	59,600	41,720	31,500	22,050
D21	所得税 734,000円以上	68,800	48,160	31,500	22,050

注1 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の児童が入所又は利用している場合(学校教育法第1条に規定する幼稚園及び就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に入所、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部、児童福祉法第42条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条第2項に規定する難聴幼児通園施設、同法第43条第3項に規定する肢体不自由児施設通園部、同法第43条第5項に規定する情緒障害児短期治療施設通園部並びに障害者自立支援法第28条第1項第6号に規定する児童デイサービスを利用している場合を含む。)の第2子目の保育料です。

注2 第3子以降の保育料については、無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の児童が入所又は利用している場合(学校教育法第1条に規定する幼稚園及び就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園に入所、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部、児童福祉法第42条に規定する知的障害児通園施設、同法第43条第2項に規定する難聴幼児通園施設、同法第43条第3項に規定する肢体不自由児施設通園部、同法第43条第5項に規定する情緒障害児短期治療施設通園部並びに障害者自立支援法第28条第1項第6号に規定する児童デイサービスを利用している場合を含む。)です。

注3 この表の市民税の額は、世帯の平成22年度市民税額の年額となります。また所得税の額は、世帯の平成22年分所得税額の年額となります(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、電子証明等特別控除、市町村に対する寄付金控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除等の適用はありません。)

注4 この表においては、児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度中に限り3歳未満児とみなします。

注5 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B階層を除く)

6 各区における子どもに関する主な事業について

【川崎区】

	事業名	事業の概要
1	男性の育児参加促進事業	父親をはじめとした男性による子育てへの理解や育児参加を促すため、男性が参加しやすい子どもとのふれあい遊びの機会を提供し、男性保育士のリードによる親子遊びを中心とした「パパも一緒にジョイフルサタデー」を開催しています。
2	発達障がい児支援児事業	発達障害やその疑いのある子どもを早期に発見することでその子どもや子どもの育てにくさを感じている保護者が、子育てや集団の場で抱える様々な問題を解決していけるよう支援するため「子どもの力をそだてるために」「かわさきく Sun's キッズ」を開催しています。
3	思春期問題対策事業	学校生活・社会生活への対応が困難で不登校や引きこもりなど様々な悩みや課題を抱える子どもや保護者に対し居場所を提供し、子ども一人ひとりに適した対応をしながら学校や社会に復帰・参加できるよう支援します。
4	いきいき健康づくり・子育てフェスタ	川崎区の乳幼児から高齢者まで幅広い世代の健康づくりの意識を高め、世代を超えた交流により暮らしやすく子育てしやすい地域づくりを支援します。
5	日本語を母語としない児童生徒、保護者への就学支援事業相談会	近年、川崎区に東南アジアや南アメリカの国々からの児童生徒が増加している現状が見られ、これらの児童生徒や保護者が、日本の学校生活について知りたいことや相談したいことがあった時に、相談できる窓口の存在について広く周知することが必要であると考えます。そこで、区内の小、中学校に在籍する児童生徒やその保護者から、日本語学習や学校の授業について、また友人関係や上級学校への進学についてなど、生活に関わる日常的なことも含めて様々な相談に応じています。

【幸 区】

	事業名	事業の概要
1	こども総合支援ネットワークの充実	幸区におけるこども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を行うためにネットワーク会議を開催し、地域での連携強化を図り、こども支援事業を推進し、安心して子育てできる地域社会づくりを進めます。
2	土曜日の父親参加促進・子育て支援事業「ぱぱっとサタデー」	区内6か所のこども文化センターにて、地域の子育て支援を応援し、父親の育児参加を促すため、月1回の土曜日を活用して、子育て支援講座を開催します。 また、平成23年度から地域子育て支援センターを持たない南加瀬こども文化センターにて、新たに地域の子育てグループの自主的運営による「ぱぱっとサタデー広場」も開始します。
3	地域子育て支援センターふるいちば第3土曜日開所	父親の育児参加を支援し、親子で安全に安心して遊べる場所を提供するために区と地域ボランティアが協働で地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所を実施します。
4	幸区うるかむサロン事業	転入してきた子育て中の区民が孤立しないよう、区内保育園等を活用した子育てサロンを開催し、地域の子育て支援に関わっている方々と区民同士の交流を促進します。
5	子育て支援関係交流会開催	区内で自主的に活動している子育て支援グループ（フリースペースやサロン）や公立保育園、地域子育て支援センター、こども文化センター等の代表者による、地域の子育て支援の連携を図るための交流会を開催します。

【中原区】

	事業名	事業の概要
1	総合的な子ども支援の充実	子育て・子ども支援に関する関係機関・団体の各ネットワークの強化を図り、子育て支援を推進します。窓口機能、子育て情報発信を充実させ、地域で子育てを支え合う環境づくりを推進します。
2	働いている妊婦への支援事業	就労中の妊婦を対象とした講座等を実施し、仕事と家庭の両立をめざす夫婦を支援します。
3	中原区子育て支援者養成事業	育児支援者を発掘、養成するとともに、支援者の更なる力量アップを図るための講座を実施し、子育て支援者の充実を図ります。
4	中原区子育て支援推進事業	中原区内の全7地区で行われている子育てサロンと子育てふれあい広場への支援を行い、区民同士の交流を推進します。
5	中原区発達支援事業	発達に課題を持つ子どもの保護者を対象に、講演会や保護者ミーティングを実施し、保護者同士の情報交流と児童への対応スキルの向上をはかります。

【高津区】

	事業名	事業の概要
1	高津区子ども・子育て支援事業	子育て中の親子等が交流・学習する機会や場を様々な形で提供することで、相互支援の関係を構築し、子どもが健やかに育ち、子育てしやすいまちづくりをめざします。
2	高津区子ども・子育て地域等連携事業	子育てしやすいまちづくりをめざして、地域の関係機関・団体が連携し、区内の子ども・子育て支援のネットワークの推進を図ります。
3	高津区子ども・子育て情報発信事業	子育て情報ガイドブック「ホッとこそだて・たかつ」や子育て情報紙「あったかつうしん」を発行し、子育てに関する情報を提供します。
4	高津区こども・子育てフェスタ事業	各種子育てグループ等の活動紹介展示・イベント等、地域の子育てグループや行政機関等の子育て情報提供を行うことにより、子どもの育ちを地域で支えるネットワークづくりに取組みます。
5	高津区子どもフェア	自然とのふれあいや非日常的な経験を通じて、子ども達が親子関係や友人との新たな結びつきを持てるように取組みます。

【宮前区】

	事業名	事業の概要
1	子ども子育てネットワーク事業	子ども子育てネットワーク会議を開催し、子育て関係機関のネットワークを深めています。また、子育て支援関係者連絡会で、子育てグループ交流会や転入親子への支援「うえるかむクラス」などを開催しています。
2	子育て情報発信事業	子育て情報誌「とことこ」や、年2回「子育てかわら版」を発行し、またホームページの更新、乳幼児のいる転入世帯等に対する子育て支援に関わる情報を子育て支援機関等と連携し提供します。
3	親と子の子育て応援セミナー事業	親の子育て力を養成し、仲間づくりや子育てグループへの人材育成を図るため、子育てに関する知識と技術を持つ公立保育所の人材を活用しセミナーを開催します。
4	子ども包括支援事業	野川・有馬地区の子ども・子育て拠点「こどもサポート南野川」で、いじめや不登校などの子どもの居場所づくりと、子育てサロンや子育て相談、フリースペースの提供などを行います。
5	子ども安全・安心見守り事業	宮前区子ども安全・安心協議会では、子どもを犯罪から守り安全を確保するために年2回の会議で各地域の取組みを情報交換し、「子ども安全・安心通信」を年2回発行しています。

【多摩区】

	事業名	事業の概要
1	多摩区こども総合支援連携会議事業	子ども・子育て支援関係機関と地域の支援団体が連携し、協働して地域の子育て支援を実施します。
2	親育て・子育て支援者養成事業	子育てについての学習・交流の場や情報を提供し、地域の子育て支援を担う人材の養成と、子育て支援・見守りの活動を支援します。
3	多摩区こども総合支援に係る情報収集・発信事業	ホームページや子育て情報ブックを活用し、イベントや子育て支援の情報を提供します。
4	多摩区こどもの外遊び事業	地域のボランティアと協働して、公園や広場、周辺にある自然環境の中で想像力を培い、子ども同士のふれあい体験や、支援者と交流する場を提供します。
5	たまたま子育てまつり	地域のさまざまな団体と協働し、総合的子育て情報の発信、子育て当事者などの学習や交流の機会の設定により、子育てができる地域づくりや支え合う子育て環境づくりを促進します。

【麻生区】

	事業名	事業の概要
1	こども相談窓口の運営維持管理事業	<p>地域の子育て・子どもに関する相談（育児不安や児童虐待等）の増加を踏まえ、専門相談機関や区の関係課等との相談機能と相談支援体制の強化を進めます。</p> <p>いじめ・不登校への対応、安全・安心な環境づくりなど、保育所や学校等が抱えるさまざまな課題に対して連携して解決に向けて取り組みます。</p>
2	子育て支援・企画事業	<p>区の子ども支援機能を強化するため、保育所や学校をはじめとする関係機関と連携した子ども支援施策を展開し、区の実情に合った総合的な子ども支援の更なる充実に取り組みます。</p>
3	こども関連大学連携事業	<p>近隣大学が有する専門性、知的・人的資源を活用した子育て支援事業及び、子どもを対象にしたイベントの実施を通じて、参加者同士の交流や仲間づくりの場を提供し、地域のコミュニティづくりを促進します。</p>
4	保育所等支援事業	<p>保育園・幼稚園・地域子育て支援センター等を巡回して、各施設の状況を的確に把握するとともに、保育園・幼稚園職員研修、小学校との連携等を通じて、発達の支援と就学による不安解消を図ります。</p>
5	情報の収集・発信	<p>麻生区ホームページを活用した情報発信及び、麻生区子育てガイドブックの発行、こども情報コーナーの環境整備を行い、子育てに関する情報を提供します。</p>

7 児童福祉審議会第2部会からの提言について

【「(仮称)新・保育基本計画」策定に向けた考え方について】

平成23年1月

1 はじめに

児童福祉審議会第2部会(以下「第2部会」という)は、平成22年5月に開催された第1回目の部会において、平成22年度中の策定を予定している「(仮称)新・保育基本計画」(以下「新・保育基本計画」という)の方向性について諮問を受けました。

これを受けて、第2部会では、これまで第2回会議(7月開催)で「子育てを取り巻く環境の変化と子育て支援サービスの方向性」をテーマに審議し、引き続き第3回(7月開催)では「働き方や家庭の変化への対応と市民・地域・企業・行政の役割」を、第4回(8月開催)では「今後の子育て支援サービスのあり方と保育サービスの方向性」を審議しました。そして、第5回会議では「(仮称)新・保育基本計画」素案の報告を受けました。

それぞれのテーマは、相互に密接に関連するものであり、個別の問題として議論することは大変難しく、関連する事項については、その都度振り返りながら、更に議論を深めてきました。

2 子育てを取り巻く状況について

第2部会では、本市の社会状況、家庭の状況、就学前児童の状況、その他の子育てを取り巻く状況については、「(仮称)新・保育基本計画素案」において示されている通りと考えます。

3 新・保育基本計画策定に向けた方向性について

○ 現状の認識について

全国的な都市化の進行や首都圏への人口流入は、本市に若い世代の人口増、核家族世帯数の増をもたらし、それに伴い就学前児童数が増加しています。

また、女性の社会参加や就労等が一般化し、両親が共に働く子育て家庭は多様な保育サービスを求めています。

一方、全国的に厳しい経済状況の中、企業経営は経済性や効率性を重視する傾向が強く、働く父親・母親の勤務時間、労働の質等は厳しさを増しています。

その中であって、利便性の向上に伴い家事の経験も乏しくなり、家事を通して子どもと過ごす共通の生活時間が減少傾向にあります。

こうした状況に加えて、親となる世代も少子化、核家族化社会の中で育った世代であり、

身近で子育てに関わった経験の少ないままに親となり、子を産んで初めて赤ちゃんに触れたという母親も珍しくありません。

さらに、都市化の進んだ地域では大人優先の価値観が優先し、子育てに対する地域社会の関心が高いとは言えません。

このような地域社会や家庭の状況は、子どもの育ちにとっては望ましいものではなく、親子関係の希薄化は児童虐待の一因ともなっています。

○ **子どもの育つ環境について**

子どもたちがいきいきと心豊かに育っていくためには、子どもの育つ社会環境の整備とともに、家庭環境並びに親子の関係をあたたかく、しっかりした関係に築いていくことがなによりも大切です。

特に、子どもの健やかな成長にとって3歳までの時期は重要となっており、この時期に人との関係性の根幹が形成されるため、信頼できる大人（母親、父親、特定の保護者等）と、特別な情緒的な結びつきが安定的に持続していることが不可欠です。

この時期の信頼できる大人（母親、父親、特定の保護者等）との結びつきの欠落は、思春期の問題行動、成人の人間関係不全の要因の1つとさえ言われています。

共働きの家庭の場合には、以前から就労と子育ての両立は困難な課題となっており、核家族化が進み、地域の間人関係が希薄化している現在、その困難さは、さらに増大し、子育て家庭を支援するという観点から、社会全体で働き方や働く時間の見直しについて考えることが大切です。

近年、就労と子育ての両立を支える多様な保育サービスの充実は一層重要なものとなってきていますが、保育サービスの内容の充実にあたっては、親の就労上の利便性より、子どもの育ちにとって何が必要かを優先して考えるべきです。

ニーズがあるという表現を安易に使うべきではなく、そのニーズに応えることが、子どもの育ち、子どもの幸せにとってどのような影響を与えるのか慎重に考えることが子どもの未来の力を育む上で大切なことです。

○ 保育所について

現行の保育制度は、子どもの福祉を実現する為の児童福祉の制度です。

そのため、保育所は第1に子どもの保護と育ちを支える機関であることが求められ、そのために保護者の子育てを支援するサービスも求められています。

また、核家族化の進行によって、祖父母など両親以外の者との同居が少なくなり、加えて兄弟姉妹の数が少なくなっていることから、日常の中で、子どもに触れる機会がないまま育っている親が増えています。

さらに、子育てについて、支援や助言を身近で受けながら子育てをしていくことが難しい社会状況にもあります。

こうしたことから、保育所においては、子どもの保育を行うという面のみならず、地域における子育て支援の役割も求められています。

○ 家庭の役割について

子育ての基本は家庭であります。しかし、都市化、核家族化の進行により、孤立化した状況で子育てを行っている家庭も少なくありません。

子育ては家庭だけでなく、地域全体で支えていくという意識を醸成すると同時に、市民、地域、企業、行政が各々の役割・責任を整理し、子どもとその家庭を地域社会全体で支えていくための仕組みづくりを、市民協働で進めていくことが重要です。

例えば、労働時間の短縮や両親の育児休業の取得の促進については、次代を担う子どもの育ちを保障し、被雇用者である親が、ゆとりを持って子育てを楽しめる社会を作っていく上で、企業が積極的に取り組んでいく必要があります。

しかし、経済状況など、企業が労働時間の短縮や育児休業の取得を推進するためには、様々な課題があります。

こうした課題の解決に向けては、企業の負担を補うための行政の経済的支援や積極的な取り組みに対する地域の評価・表彰などの支援も考えられます。

また、将来、親になる若者に対して、子育ての意義や親の責任・役割、男女が相互に協力して家庭を築くことの重要性などについて理解を深めるような取り組みも必要となります。

○ 地域のつながり

都市化の進行や都市への人口流入、働き方の多様化に伴って、地域社会における人と人とのつながりが希薄化してきています。

その一方で、IT化の進展によってインターネット等を通じた新たなつながりが、日常生活における個人化を促進し、人と人とのつながりは、より希薄化する傾向にあります。

子育ての喜びや生きがいは、家庭や地域社会の人々との交流や支え合いがあってこそ実感できるという面があり、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景として、わが子を自らの手で育てたいと思っているにもかかわらず、子どもへの関わり方がわからず悩み、孤立感を募らせ、子どもを愛せない親も増えているなど、家庭の育児力も低下してきています。

子育て家庭にとっては、地域の人々や様々な年代の人とのつながりが大切です。子どもが育つ過程で、他の子どもや様々な大人と接することで、子どもの心を育て、人間関係を築く力を育てるような取組も必要です。

○ 計画及び施策推進の方向性

「(仮称)新・保育基本計画」においては、今後の子ども・子育て支援についての方向性として、子どもの健やかな育ちを支援することに重点をおき、それが未来の社会にとって最も大切なことなのだという明確な視点を持って計画することが必要だと考えます。

以上、諮問に応えて、第2部会は「(仮称)新・保育基本計画」の方向性を次の通りといたします。

「(仮称)新・保育基本計画」の策定及び施策の推進に当たっては、「子どもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき」の実現を目指し、すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障され、子育てをする家庭の役割の遂行が尊重される取り組みを推進していくこと。

以上

児童福祉審議会第2部会での審議経過

開催年月日	審議内容
平成22年5月17日	「(仮称)新・保育基本計画」の策定の方向性について、テーマを設定し、審議していくことを諮問
平成22年7月2日	「子育てを取り巻く環境の変化と子育て支援サービスの方向性」(テーマ)について審議
平成22年7月30日	「働き方や家庭の変化への対応と市民・地域・企業・行政の役割」(テーマ)について審議
平成22年8月24日	「今後の子育て支援サービスのあり方と保育サービスの方向性」(テーマ)について審議
平成22年9月17日	『「(仮称)新・保育基本計画」の策定に向けた基本的な考え方』(平成22年8月策定)の報告と素案策定に向けた意見聴取
平成22年10月22日	「(仮称)新・保育基本計画素案」(平成22年10月策定)の報告と素案に対する意見聴取
平成22年11月25日	「(仮称)新・保育基本計画素案」(平成22年10月策定)に対する意見聴取
平成23年1月25日	「(仮称)新・保育基本計画」の策定に向けた考え方の取りまとめについて

川崎市児童福祉審議会第2部会委員名簿(第20期)

任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日

(委員)

役職	氏名	選出区分	職名等
部会長	柴田 頼子	学識	学校法人鷗友学園副理事長
副部会長	中村 美津子	学識	帝京大学文学部教育学科 非常勤講師
	柴原 君江	学識	田園調布学園大学参与
	中村 敏秀	学識	田園調布学園大学教授
	長瀬 学	団体	財団法人川崎市保育会
	吉井 勇	団体	川崎市子ども会連盟連盟長
	土澤 稔	教育	川崎市立中学校校長会

8 パブリックコメント手続きの実施結果（概要）

(1) 概 要

川崎市では、平成 14 年度から 23 年度を計画期間とする『川崎市保育基本計画』を策定し、総合的な子育て支援の推進を図っています。

平成 23 年度からの 5 年間で計画期間とする「第 2 期川崎市保育基本計画」（かわさき保育プラン）を策定するにあたり、平成 22 年 10 月に素案をとりまとめ、平成 22 年 10 月 4 日から平成 22 年 11 月 10 日までの間、市民の皆様の御意見を募集しました。

パブリックコメントでいただいた御意見の内容と御意見に対する市の考え方は、次のとおりとなっています。

(2) 意見募集の概要

区 分	実 施 概 要
題 名	「(仮称) 新・保育基本計画素案」
意見の募集期間	平成 22 年 10 月 4 日 (月) ~ 平成 22 年 11 月 10 日 (水)
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ●市政だよりにてパブリックコメントの実施を広報 ●ホームページに素案を掲載 ●情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、教育文化会館、各区市民館・分館、各区図書館で計画素案を閲覧
結果の公表方法	ホームページ、紙資料の設置（かわさき情報プラザ、各区役所）

(3) 結果の概要

●意見提出数 11 通（電子メール 10 通、ファックス 1 通）

●意見件数 29 件（電子メール 24 件、ファックス 5 件）

項 目	件数	市の考え方 (単位: 件)			
		A	B	C	D
計画素案全般に関する事	4	1	3	—	—
第 1 章 「計画の策定にあたって」に関する事	—	—	—	—	—
第 2 章 「子育てを取り巻く状況」に関する事	—	—	—	—	—
第 3 章 「計画の基本的な考え方」に関する事	1	—	—	1	—
第 4 章 「事業推進の考え方」に関する事	24	—	3	16	5
第 5 章 「事業推進計画」に関する事	—	—	—	—	—
第 6 章 「計画の推進に向けて」に関する事	—	—	—	—	—
合 計	29	1	6	17	5

【御意見に対する市の考え方の区分の説明】

A 意見の趣旨を踏まえ、計画に追加または修正を行ったもの

B 計画素案の趣旨に沿った御意見であり、既に計画素案に反映されているもの

C 文章の構成や語句の修正には盛り込まないが、趣旨を今後の参考・検討課題とさせていただくもの

D その他の意見

(4) 御意見の内容と対応

パブリックコメントの結果は、概ね、計画素案の趣旨に沿った御意見の他、既に計画素案に反映されている御意見もいただきました。

計画素案の基本的な考え方については大幅な修正を行いませんが、より計画の推進を図ることを目的として一部の意見も取り入れながら計画の推進を図っていきます。